

鳥取県単県斜面崩壊復旧事業実施要領

第1 趣旨

鳥取県単県斜面崩壊復旧事業補助金交付要綱（平成17年5月31日付第200500012394号鳥取県県土整備部長通知。以下「要綱」という。）第3条第1項に定める補助事業（以下「事業」という。）の実施については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）及び要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 採択基準

事業は、別紙1に定めるものとする。

第3 事業の実施

事業の実施主体は市町村とする。

第4 事業計画書の提出

- 1 事業を実施しようとする市町村長は、事業実施計画書（様式第1号）を総合事務所長、西部総合事務所日野振興センター所長又は県土整備事務所長（以下「所長等」という。）に提出するものとする。
- 2 所長等は、1により提出された事業実施計画書を取りまとめ、様式第2号により **治山砂防課長**（以下「**課長**」という。）に協議するものとする。

第5 補助対象箇所の内示

- 1 **課長**は、事業計画を審査の上、施工箇所等を決定し、所長等に通知する。
- 2 所長等は、1の通知に基づき、様式第3号により市町村長に内示する。

第6 入札結果の報告

市町村長は、事業に係る工事請負契約の入札を執行し契約を締結したときは、入札結果及び契約締結状況報告書（様式第4号）を速やかに所長等に提出するものとする。

第7 指導監督

所長等は、事業が適正に執行されるよう市町村の指導監督を行うものとする。

第8 事業計画の変更

- 1 所長等は、規則第12条第1項の承認の申請があった場合において、当該変更が要綱第6条各号のいずれかに該当するものであるときは、あらかじめ **課長** に協議するものとする。
- 2 市町村長は、要綱第6条各号のいずれかに該当するもの以外の構造等の変更については、あらかじめ処理方法について所長等の指導を受けるものとする。

第9 事業完了報告

所長等は、要綱第8条により市町村長から実績報告書の提出を受け、事業の完了を確認したときは、速やかに事業実績報告書（様式第5号）を **課長** に提出するものとする。

第10 施設の帰属

この事業により設けられた工作物及び植栽木（以下「施設等」という。）は、その土地の所有者又はその土地について権利を有する者に帰属するものとする。

第11 施設の維持管理

- 1 施設等の維持管理は、事業を実施した市町村長が行うものとする。
また、保安林内の施設については森林法に定めるところにより適切な管理を行うものとする。
- 2 市町村長は、施設等に堤名板等を設置し管理主体を明らかにするとともに、施設等の現況を明らかにするため、施設台帳（様式第6号）を作成し、保管するとともに、その写し1部を所長等に提出するものとする。

第12 報告の義務

災害その他によって施設等が破損されたときは、当該市町村長は被害の状況及び措置の状況を速やかに所長等に報告しなければならない。

附 則

この要領は、平成17年5月31日から施行し、平成17年度から適用する。

附 則

この改正は、平成19年3月8日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年10月26日から施行する。

附 則
この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この改正は、平成 24 年 5 月 22 日から施行する。

附 則
この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

単県斜面崩壊復旧事業採択基準

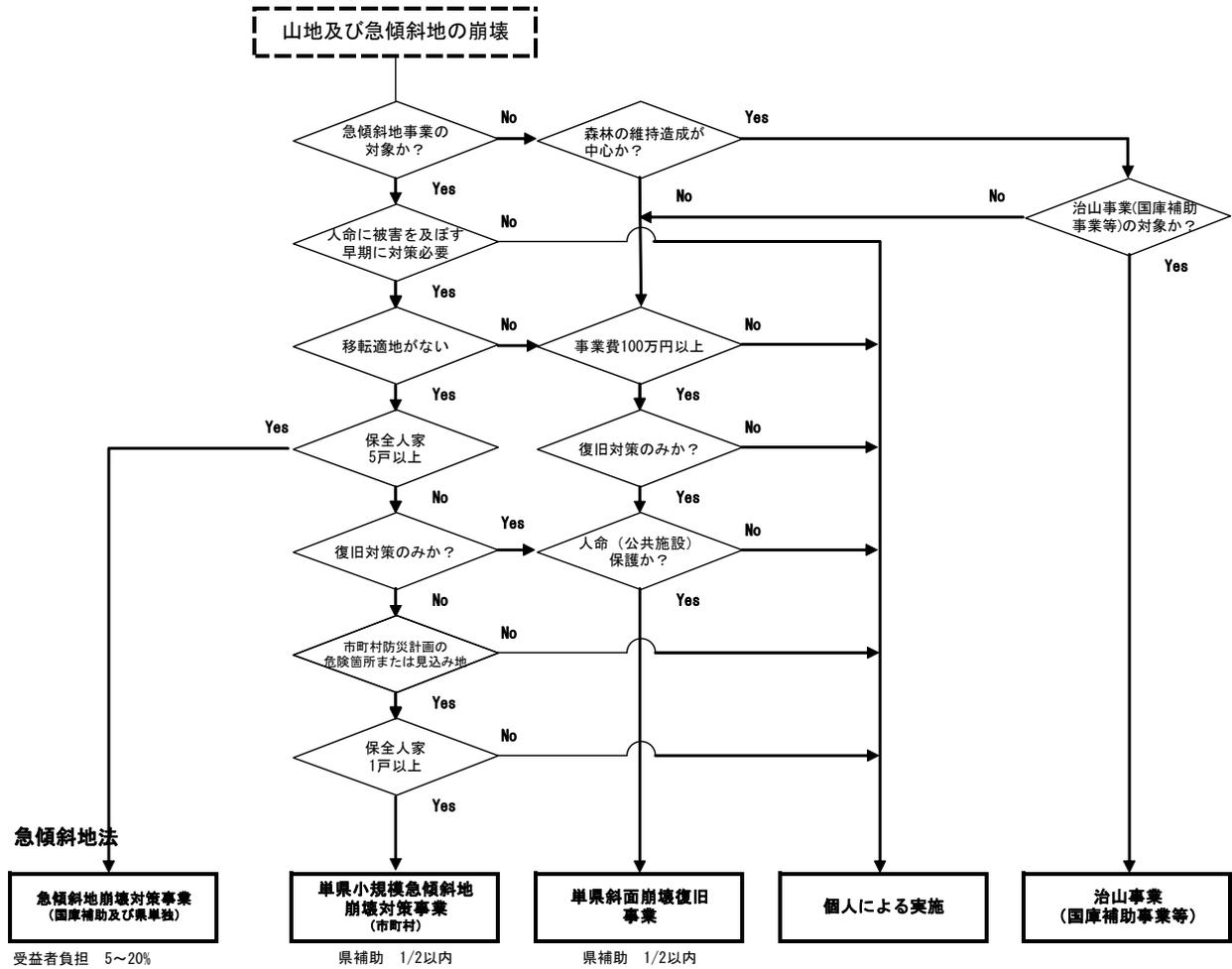
- 1 国庫補助事業等（国庫補助事業及び交付金事業（治山事業及び急傾斜地崩壊対策事業に限る。）をいう。以下同じ。）、単県急傾斜地崩壊対策事業及び単県小規模急傾斜地崩壊対策事業の対象とならない林地及び急傾斜地が現に崩壊した場合の災害復旧事業で、公共施設及び人家等を保全し、県民生活の安定を図る上で必要と認められるもののうち、1箇所の事業費が100万円以上で国庫補助事業等、単県急傾斜地崩壊対策事業及び単県小規模急傾斜地崩壊対策事業の採択基準に満たないものであって、復旧しようとする災害が（1）又は（2）のいずれかに該当するものとする。（別紙1-1参照）
 - (1) 1級河川、2級河川の上流域に存する箇所で発生し、下流一帯に被害を与える恐れがあると認められるもの
 - (2) その他の河川又は地区で発生し、次のアからエまでのいずれかに該当するもの
 - ア 人家、主要公共施設（官公署、学校、病院、鉄道、道路、港湾等）、共同利用施設、重要な産業施設等に直接被害を与えたもの、又はその恐れがあると認められるもの
 - イ 耕地、溜池、用排水施設及び河川施設に直接被害を与えたもの、又はその恐れがあると認められるもの
 - ウ 国庫補助事業等及び単県事業に関連して行うのが適当と認められるもの
 - エ その他知事が必要と認めるもの
- 2 1にかかわらず、次の各号の（1）から（5）までのいずれかに該当する災害復旧事業は事業として採択しない。
 - (1) 森林経営上の不当行為に起因する災害に係るもの
 - (2) 土石等の採取に起因する山地の荒廃及び土地造成等の人為的な原因に基づく災害で、その復旧は、当然原因者の責と認められるものに係るもの
 - (3) 復旧に要する経費に比して、効果が小さいと認められるもの
 - (4) その他明らかに他の公共事業、自力で対応可能な場合を含め、私人による施工等で行うべきと認められるもの
 - (5) 予防的対策と認められるもの

(別紙1-1)

(参考)

単県斜面崩壊復旧事業・実施フロー

単県斜面崩壊復旧事業 実施フロー



(様式第1号)

(番 号)
年 月 日

職 氏 名 様

市町村長
氏 名 印

事業実施計画書

年度において、単県斜面崩壊復旧事業を下記のとおり実施したいので、鳥取県単県斜面崩壊復旧事業実施要領（平成17年5月31日付第200500012394号鳥取県県土整備部長通知。）第5の規定により関係書類を添えて提出します。

記

(単位：千円、%)

地区名	施行箇所			事業費 (補助対象経費)	市町村負担額 (率)	受益者負担額
	郡市	町村	大字			

※添付書類

様式1-1号により2部

(様式第1-1号)

単 県 斜 面 崩 壊 復 旧 事 業 実 施 計 画 書

被災年月日	年 月 日	〇〇〇総合事務所						
被災原因	災害報告番号 No.							
施行位置	郡 町	市 村	大字	番地				
保安林の有無 (種類、指定月日)								
急傾斜地崩壊危険箇所 の有無				土石流危険 溪流の有無				
保全 対象	人 家		工場等の建物		作 業 場	公 共 施 設	そ の 他	摘 要
	戸 数	世帯数	従業員数	棟 数				
工 種 種 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要			
本 工 事 費								
事 業 費								

(記載注意)

- 1 位置図は、1/50,000の地形図に施行箇所に赤○印を記入する。
- 2 保全対象のうち、「公共施設」欄は、道路、学校、神社等を記入する。
- 3 保全対象のうち、「その他」欄は、種類別に数量を記入する。
- 4 平面図、横断面図、構造図及び荒廃状況写真を添付する。
 - (1) 平面図 縮尺1/5,000の地形図を拡大したものとし、保全対象との関連を明らかにする。
必要に応じ、住宅地図も添付する。
 - (2) 横断面図 縮尺1/100程度とし、保全対象、斜面の状況等がわかるものとする。
 - (3) 構造図 縮尺は、1/10～1/50とし、主要工作物のみについて作成する。
 - (4) 崩壊状況写真 崩壊の状況と工種の選択配置、保全対象との関連が十分判断できるもの。

(様式第 2 号)

(番 号)
年 月 日

治 山 砂 防 課 長 様

〇〇総合事務所長

年度単県斜面崩壊復旧事業実施計画書について

このことについて、下記のとおり実施したいので協議します。

記

年度単県斜面崩壊復旧事業計画総括表 ----- (別紙 2)
事業計画書 ----- 別紙 (様式第 1 号、1 - 1 号)

(様式第 3 号)

(番 号)
年 月 日

様

〇〇総合事務所長

年度単県斜面崩壊復旧事業補助金交付内示について

このことについて、下記のとおり補助金が交付される予定ですので、鳥取県単県斜面崩壊復旧事業補助金交付要綱に基づく補助金交付申請書を 年 月 日までに提出願います。

記

年度単県斜面崩壊復旧事業補助金交付内示表 ----- (別紙 3)

(様式第4号)

年度単県斜面崩壊復旧事業入札結果及び契約締結状況報告書

事業名(工事名)		事業			
位置		郡市	町村	大字	地内
当初設計	工事内容	対象設計額	測量費 補償費等	合計	補助金
	事業費				
施行主体及び施行方法		市町村	請負	指名競争入札	随意契約
請 結 負 果 契 約 経 過 内 容	入札月日	年 月 日			
	業者数及び回数	名 回			
	予定価格	予定価格	円	制限価格	
	落札価格	円			
	落札残額	円			
	残額の処理方針				
	請負者住所	郡市 町村 大字			
	名称氏名				
	請負金額	円			
	契約年月日	年 月 日			
	着手年月日	年 月 日			
	完成予定年月日	年 月 日			
備考	入札残額を返納する場合				
	請負額			合計	補助金

(様式第5号)

(番 号)
年 月 日

治山砂防課長様

〇〇総合事務所長

年度単県斜面崩壊復旧事業の実績について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業別箇所別事業費の実績表 ----- (別紙4)

施設台帳記載要領

- 1 箇所別表は、年度ごとに、事業の種類別、箇所別に作成する。1箇所の施行に2年度以上を要するものは、各年度ごとに記載し、竣工年度において一括表を付する。ただし、契約一件について2年度以上にかかるもの（繰越、債務負担等）については完了年度に作成する。
- 2 綴り込み順序は、流域ごとに毎年継続して一連の索引番号を付し、流域ごとに小流域、年度、索引番号に綴り込むものとする。
- 3 小流域とは、一定のまとまりをもって治山事業を計画的・効率的に実施するのが適当な区域をいい、支流域を実態に応じて細分したものとする。
- 4 改廃、補修等のほか記載事項に異動がある場合は、その都度整理する。（様式6-1においても同様とする。）
なお、記載内容について誤りがあるときは、朱線を画して訂正の上、備考欄に訂正年月日を記入し、取扱者が押印する。
- 5 工種（施設名）欄は、主たる工種（例えば、谷止工、山腹工、流路工等）をもって記入する。
- 6 施工地の概要等欄、
 - (1) 施行面積
 - ア 山腹工事面積は、山腹工事を施行する面積。
 - イ 溪間安定面積は、溪間工事により安定される溪床の面積とし、溪床の平均幅に計画勾配線が、現溪床面と交わる点までの長さに乗じて算出する。
 - (2) 施行効果面積
工事を施行することによって安定する面積とし、山腹工事面積と溪間安定面積の合計とする。
- 7 事業の内容欄、工種は、最終設計により、溪間工はすべての工種を、山腹工は面積及び原則として工種をすべて記入する。
なお、現場管理費、一般管理費等間接経費については、工種欄にその他として一括計上する。また植栽工にかかるものについては、樹種ごとの総本数、仮設物にかかるものは主たる工種の内容を記入する。
附帯工事費・補償費・測量試験費等全体計画、工種工法等を決定するものについても記入する。
- 8 施設の経過欄は、点検状況（施設の破壊、崩壊拡大の有無、植栽木の枯損等の状況及び機能発揮の状況等）又は整備・補修・保育等を行った場合の状況をそれぞれ簡明に記入する。
- 9 金額は、単価欄を除いて千円単位で記入する。

(様式第6—1号)

索引番号		施設台帳	図書等

記載要領

- 1 図書等は、箇所別表の裏面とし、当該箇所ごとに設計図（縮小した構造図及び平面図等）及び完成写真を貼付する。
- 2 別紙に5千分の1の地形図を補助平面図として添付し、施行位置を記入する。

(別紙 2)

年度〇〇地区単県斜面崩壊復旧事業計画総括表

〇〇総合事務所
(単位：千円、%)

市町村名	箇所名			事業費	市町村負担額 (率)	備考
	郡市	町村	大字			
					〇〇〇〇〇 (□□%)	県負担 〇〇〇 地元負担〇〇〇

(注) 市町村負担額欄には、額を裸書き、率を()内に記載すること。
備考欄には、県負担額、地元負担額を記載すること。

(別紙 3)

年度単県斜面崩壊復旧事業補助金交付内示表

〇〇総合事務所
(単位：千円、%)

地区名	施行箇所			事業費	補助金 (補助率)	備考
	郡市	町村	大字			

(別紙 4)

単県斜面崩壊復旧事業

(単位：円)

市町村別	箇所名	工 事 費		負 担 区 分			備 考
		本工事費	計	県補助金	市町村負担金	受益者負担金	

※完成状況写真を添付すること。